

令和 年 月 日

短期入所生活介護 重要事項説明書

短期入所生活介護サービス利用にあたり、利用者に対して契約及び本書名に基づいて重要な事項を説明いたしました。

<事業者>

【事業者名】 社会福祉法人 東京福祉会
第3練馬高松園

【住所】 〒179-0075
東京都練馬区高松2丁目30番8号

【代表者名】 施設長 印

【説明者名】 印

契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護サービスについての重要事項の説明及び交付を受け、その内容についても同意をしました。

<利用者>

【氏名】 印

<代理人>

【氏名】 印

1. 第3練馬高松園が提供する短期入所生活介護サービスについての相談窓口

電話 03-5848-8000

(受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分)

担当 生活相談員 ※ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。

2. 短期入所生活介護 第3練馬高松園の概要

(1) 運営の方針

当指定短期入所生活介護事業所は、要介護状態等となった場合においても、そのご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身の機能維持並びにご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

(2) 施設名称等

名称	第3練馬高松園
所在地	東京都練馬区高松2丁目30番8号
指定事業者番号	1372013613
送迎サービスを提供する対象地域	練馬区内 ※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(3) 職員体制（併設された指定介護老人福祉施設との兼務）

職種	常勤	非常勤	計
施設長	1名		1名
医師		1名	1名以上
生活相談員	1名		1名以上
介護職員	25名		25名以上
看護職員	1名	2名	3名以上
栄養士	1名		1名以上
機能訓練指導員	1名		1名以上
介護支援専門員	1名		1名
事務員	1名		1名以上
調理員	(外部の業者に調理業務を委託)		

※各種加算を算定する場合は、加算算定に必要な人員を配置します。また、その他必要に応じて職員を配置することがあります。

(4) 定員及び設備等

定員	併設型12名 空床型6名
居室	個室(1室約12㎡)
共同生活室 (台所含む)	ユニット1室 約75㎡
浴室	ユニット1室 地下に機械浴槽完備

3. サービスの内容

項目	サービス内容
短期入所生活介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 利用期間が4日以上の場合、ご利用者の日常生活全般の状況および希望をお聞きしながら、「居宅サービス計画」に沿って計画を作成します。
食事	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体状況や季節感に配慮した、バラエティに富んだ食事を提供いたします。 食事時間 朝食 7:30～9:30 昼食 12:00～14:00 おやつ 14:30～15:30 夕食 18:00～20:00 食事は、原則としてユニット毎の食堂(リビング)をご利用いただきます。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助をおこなうと共に、排泄の自立についても適切な援助をおこないます。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて、週2回の入浴または清拭をおこないます。 利用される期間により回数は変更になる場合がございます。 原則、個浴槽で入浴となります。
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容がおこなわれるよう援助します。 清潔な寝具を提供します。 シーツ交換は、ご利用ごとにおこないます。ただし、必要な場合はその都度交換いたします。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 血圧、検温などの健康チェック 医療の必要性の判断は、嘱託医師がおこないます。 医療が必要と判断された場合は、速やかに医療機関に通院もしくは入院していただきます。この場合は、ご利用者またはご家族の責任のもとで判断していただきます。 緊急など必要な場合には、ご利用者またはご家族の判断のもと

11. 当法人の概要

- (1) 名称・法人種別 社会福祉法人 東京福祉会
(2) 代表者名 理事長
(3) 本部所在地 東京都文京区千駄木3丁目5番1号
電話 03-3823-2381 (代)

(4) 定款に定めた事業

- ① 第一種社会福祉事業
 - (ア) 助葬事業の経営
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- ② 第二種社会福祉事業
 - (ア) 助成事業
 - (イ) 老人デイサービスセンターの経営
 - (ウ) 老人短期入所事業の経営
 - (エ) 生活困難者に対する相談支援事業
 - (オ) 生活困難者に対して、簡易住宅を貸し付ける事業の経営
- ③ 公益を目的とする事業
 - (ア) 国家公務員共済組合連合会加入組合員並びにその家族、会友等の葬祭及び関連付帯事業
 - (イ) 低所得者の葬祭に関連する相談事業
 - (ウ) 遺骨を保管するための聖恩山霊園の運営
 - (エ) 居宅介護支援事業
 - (オ) 介護人材育成研修事業
 - (カ) 介護予防支援事業
 - (キ) 地域包括支援センターの運営

以上

10. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設利用者相談・苦情担当

担当 第3練馬高松園 生活相談員

電話 03-5848-8000

(2) その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口にて情報を伝えることができます。

(ア)練馬区役所 介護保険課

電話 3993-1111

※介護保険料やサービス費用のことなど介護保険に関する全般的な相談窓口

(イ)練馬区光が丘総合福祉事務所

電話 5997-7714 (〒179の区域)

※介護保険に関する相談・苦情のほか、福祉用具の購入や住宅改修、区独自の高齢者福祉

サービスなど、総合的相談窓口

〒176の区域の方は、練馬総合福祉事務所へ 電話 3993-1111

〒177の区域の方は、石神井総合福祉事務所へ 電話 5393-2802

〒178の区域の方は、大泉総合福祉事務所へ 電話 5905-5275

(ウ)練馬区保健福祉サービス苦情調整委員

電話 3993-1344

※介護保険のサービスに対する苦情や要望をお聞きし、より良いサービスを受けることができるよう、調査・調整を行う第三者機関です。行政とは独立してオンブズ・パーソナルな役割を果たします。

(エ)東京都国民健康保険団体連合会

介護保険部相談指導課 電話 6238-0177

※介護サービスを中心とした介護保険制度全般に関する苦情等を受け付け、関係機関との連携をはかり、苦情解決に向けて対応します。

(オ)運営適正化委員会（東京都社会福祉協議会）

電話 5283-7020（専用電話）

※福祉サービスを利用する中で利用者が不利益を被った際に相談、対応方法の紹介、委員会による状況の調査や解決に向けた調整などを行います。

	とで医療機関などに責任を持って引き継ぎます。
機能訓練 生活リハビリ	<ul style="list-style-type: none"> 個々人の希望や身体状況に合わせて、機能訓練指導員・介護職員・看護職員等が協働し、ご利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 手芸、貼り絵など生活リハビリを取り入れ、心理的機能低下を防止するよう努めます。
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> ご利用者およびご家族からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助をおこなうよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員
生きがい活動	<ul style="list-style-type: none"> 施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーションを企画します。
理美容サービス	<ul style="list-style-type: none"> 月1回の美容師の訪問があります。当日ご利用の方は理髪・美容サービスを利用いただけます。
所持品保管	<ul style="list-style-type: none"> 若干の身の回り品については、居室に備え付けの収納庫にてお預かりします。
送迎	<ul style="list-style-type: none"> 練馬区に在住の方は、ご自宅までの送迎サービスがご利用いただけます。

※それぞれのサービスには所定の費用が掛かる場合があります。

4. 料金等

介護サービスを使用するために必要な費用、および支払い方法等は「契約書別紙」をご参照ください。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、原則介護支援専門員（ケアマネジャー）からのお申し込みになります。依頼している介護支援専門員に利用希望日程等をご相談ください。

居宅サービス計画をご自分またはご家族で作成されている場合は、お電話でお問い合わせください。サービス内容、お申込み方法についてご説明いたします。

ご利用申し込み受け付け後、居室に空きがあればご案内いたします。申込者多数の場合は、当園基準に基づき順番にご案内いたします。ご利用開始と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) 利用期間

ご利用期間はご利用者様またはご家族及び介護支援専門員と、当園との申し合わせにより決定いたします。

(3) 入退所

入所時刻：ご利用開始日の午前9時15分以降

退所時刻：ご利用終了日の午後5時まで

上記時刻の範囲内で双方の申し合わせにより、入退所時刻を決定いたします。

送迎サービスをご利用希望の方は、所定時刻までにご自宅に伺います。それ以外の方は、所定時刻までにご園にお越しください。

※送迎サービスは所定の料金がかかります。また地域によりご利用できない場合があります。

(4) 利用期間の変更、中止

- ① ご利用者の希望により利用期間を変更される場合は、利用予定日の前日午後5時30分までにご連絡ください。
- ② ご利用者の希望によりサービス利用の開始前に中止される場合、およびご利用中に途中終了される場合は、利用予定日の前日午後5時30分までにご連絡ください。それ以降のご連絡では「契約書別紙」に定めるキャンセル料がかかります。
- ③ 以下の事由に該当する場合、ご利用期間中でもサービス提供を中止し、退所していただく場合があります。
 - ・ ご利用者が途中退所を希望した場合
 - ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
 - ・ 利用中に体調が悪くなった場合
 - ・ 他のご利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(5) 契約の終了

- ① 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者およびご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合には、ご利用者は文書で通知することによってすぐに契約を解約することができます。
- ② 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ ご利用者が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- ④ 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。
 - ・ ご利用者が他の介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合、及び被保険者資格を喪失した場合※契約内容を変更することにより、ご利用いただける場合もあります。
 - ・ ご利用者がお亡くなりになった場合
 - ・ 当園の短期入所生活介護サービスを、2年以上ご利用されなかった場合

6. サービス利用に当たっての留意事項

事項	内容
面会	・ 面会時間 9:00~21:00 それ以外についてはご相談下さい。
ご利用中の外出	・ 事前に行き先、出発・帰園予定時間、食事の有無などを職員にお申し出下さい。
飲酒、喫煙	・ 飲酒は決められた時間、場所にてお願いいたします。敷地内は完全禁煙となります。
所持品の持ち込み	・ 居室棚に収納できる範囲のものは原則持ち込み可能ですが、事前に職員に確認ください。
金銭、貴重品の管理	・ 紛失の恐れがございますので、原則お持込はご遠慮ください。
宗教・政治活動	・ 施設内で、他のご利用者に対する宗教活動および、政治活動はご遠慮下さい。
ペット	・ 飼育を前提にしたペットの持ち込みはお断りします。
食べ物の持ち込み	・ 衛生管理上のため、事前に職員にお尋ね下さい。

7. サービス提供の記録

- (1) 当園の施設サービス実施に関する記録は、契約終了後2年間保管しています。
- (2) ご利用者自身に関する施設サービス実施記録を閲覧できます。
- (3) ご利用者自身に関する施設サービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。その場合、複写に係る実費をいただきます。

8. 秘密保持の厳守

- (1) 施設および全ての職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者およびそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様いたします。
- (2) ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業等に対し、ご利用者の個人情報を提供いたしません。

9. 非常災害対策

- (1) 防災時の対応 消防法に基づく防災マニュアルにより速やかに対応いたします。
- (2) 防災設備 消化器設備、自動火災通報装置、防排煙設備、火災通報設備、避難器具設備、誘導灯設備、スプリンクラー設備等を設置
- (3) 防災訓練 毎月1回実施
- (4) 防火責任者 練馬区光が丘消防署届け出防火管理責任者